



▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

判例

往來妨害被告事件

(大正十五年(れ)第一八六一號棄却)  
 (昭和二年三月三十日大審院第四刑事部判決棄却)

判 示 事 項

道路管理者ノ職權濫用ニ因ル橋梁改築ト往來妨害罪ノ成立

判 決 要 旨

道路法ノ規定ニ依ル道路又ハ其ノ附屬ノ橋梁ノ現狀モ特ニ其ノ使用ニ適セサル事述テ存セサルニ拘ラス道路ノ管理者カ專ラ他人ノ

往來ヲ妨害セシムル者カ必要上通過スヘキ時期ニ臨ミ俄ニ既設ノ道路又ハ橋梁ヲ損壞スルカ如キハ職權ノ濫用ニシテ往來妨害罪ヲ構成シ道路管理者カ道路橋梁ヲ改築スル權限ヲ有スル故チ以テ其ノ行爲ニ違法性ナキモト謂フテ得ス

事 實

第二審判決ハ左ニ掲グルカ如キ事實ヲ認定シ之ニ刑法第二百二十四條第一項ヲ適用シタリ

被告人喜太郎ハ富山縣西礪波郡赤丸村ニ於テ荷馬車輓ヲ業トスルモノナル處大正十五年五月中同業者數名ト共ニ富山縣西礪波郡五位山村澤川山本某ヨリ杉材五萬才餘ヲ同郡福岡町ニ搬出方テ請負ヒタルカ其ノ後ニ至リ右山本ハ運賃ノ關係上右杉材ノ大部分ヲ石川縣羽咋郡河合谷村ノ荷馬車輓業者ニ運搬セシムルコトニ變更シタルヨリ被告人喜太郎ハ之ヲ不快トシ同年六月下旬頃原審相被告入ナル山崎某谷口某等ト語ヒ橋梁一個(價格三十圓位)ヲ右運材ノ通路ニ當ル石塊村ニ寄附シ該寄附工事ニ藉口シ既設ノ土橋ヲ損壞シ以テ右荷馬車ノ往來ヲ妨害セント企テ之ヲ同村會議員ナル被告由太郎ニ謀リ被告由太郎ハ同村助役ナル原審相被告人前田某ニ事情ヲ告ケ被告人喜太郎等ニ於テ橋梁一個ヲ寄附スルニヨリ同人等ニ其ノ工事ヲ爲サシメ且該工事中交通禁止ノ建札ヲ爲シ前記荷馬車ノ通行ヲ妨害シ吳レ度旨要請シ右前田某チテ被告人等ノ該

犯人ニ加擔セシメ因テ同年七月二日前記石堤村地内俗稱孫七前ノ土橋附近ニ同月三日ヨリ同月二十五日迄土橋ヲ實車ノ通行ヲ禁止スル旨ノ建札ヲ爲サシメ翌三日朝被告喜太郎等ハ長サ三尺七寸幅七尺餘ノ右土橋ヲ損壞シ以テ前記荷馬車ノ往來ノ妨害ヲ生セシメタルモノナリ

### 上告理由

辨護人岡田庄作鐵治良作上告趣意書第二點原判決ハ重大ナル事實ノ誤認アルモノ也原判決ハ被告喜太郎等方河合谷村ノ荷馬車軌ノ往來ヲ妨害センコトヲ企テ橋梁一個ヲ石垣村ニ寄附スルコトトシ被告由太郎ヲ經テ同村助役前田某ニ事情ヲ告ケ被告人喜太郎等ニ於テ橋梁一個ヲ寄附スルコトニ因リ同人等ニ其ノ工事ヲ爲サシメ且該工事中交通禁止ノ建札ヲ爲サレ度旨要請シ因テ同年七月二日前記石堤村地内俗稱孫七前ノ土橋附近ニ同月三日ヨリ同月二十五日迄右土橋ヲ實車ノ通行ヲ禁止スル旨ノ建札ヲ爲サシメ翌三日朝被告喜太郎等ハ長サ三尺七寸幅七尺餘ノ右土橋ヲ損壞シ以テ前記荷馬車ノ往來ノ妨害ヲ生セシメタルモノナリト認定シタリ然レトモ本件記錄ニ就キ之ヲ觀ルニ判示土橋ハ當時破損シアリテ之ヲ修繕セサレハ車馬ノ往來ニ堪ヘサルモノナリシヨリ(原審證人長谷川某供述)(四〇三丁裏)豫テ該橋梁ヲ寄附スヘク村會議員由太郎ニ申込ミ居リタル被告喜太郎ハ七月二日に至リ請負ヒ居リタル

### 法令

學校用材ノ運搬ヲ終リタル故明日ヨリ判示土橋ノ架替ヲ爲シ度キニ付其ノ手續アリタキ旨被告由太郎ニ申込ミ由太郎ハ之ヲ同村助役前田某ニ取次キ寄附手續ヲ完了シ同村ハ之ヲ寄附ヲ受ケ該橋梁架替ノ爲行行政處分トシテ適法ニ交通禁止ノ建札ヲ爲シ該土橋ヲ損壞シタルモノナルコトハ被告等ノ供述ニ徴シ明カニシテ何等ノ不法性ナク被告等ノ行爲ハ往來妨害罪ヲ構成スヘキモノニ非サルナリ原判決ハ被告人等ハ自己ノ請負ヒタル木材ノ運搬ヲ他人ニ奪ハレタルヲ遺憾ト爲シ報復的ニ其ノ通路ニ當ル本件橋梁ヲ損壞シタルモノニシテ其ノ原因動機不純ナリトノ理由ノ下ニ本件ヲ往來妨害罪ニ間擬シタルモノナランモ原因動機ニシテ不純ナルニモ被告ノ行爲ハ橋梁ノ寄附ヲ出願シテ其ノ許可ヲ受ケ當該官廳亦其ノ職權ヲ以テ橋梁架設期間中通行禁止ノ制札ヲ建テ其ノ架設ノ前提行爲トシテ橋梁ヲ破壞シタルモノナルカ故ニ其ノ行爲自體ニハ何等違法性ヲ存セサルト同時ニ罪トシテ論スヘキ限ニアラサルナリ仍テ原審ニ於テハ被告等ニ對シ無罪ヲ言渡ササルヘカラサルモノナルニ被告等ヲ往來妨害罪トシテ處斷シタルハ重大ナル事實ノ誤認アリト疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由アルカ又ハ罪トナラサル事實ニ刑罰法規ヲ適用シタル擬律錯誤ノ違法アルモノニシテ破毀スヘキモノト信ス

### 判決理由

道路ノ管理者ハ道路法第二十條第一項第二條ニ依リ道路及其ノ附屬ノ橋梁ヲ改築スル職權ヲ有スト雖モ法律カスル職權ヲ道路ノ管理者ニ附與シタルハ之ニ依リテ國家ノ交通行政ノ目的ヲ達セントスル手段ニ外ナラサルカ故ニ其ノ職權ノ行使ハ常ニ公共ノ利益ヲ圖リ適當ノ方法ニ出ツルコトヲ要スルノミナラス一般公衆モ其ノ改築工事ニ因リ受クヘキ往來ノ不便ニ就テモ爲シ得ル限之ヲ縮少スルコトニ努力スヘキモノトス然レハ道路又ハ橋梁ノ現狀モ特ニ其ノ使用ヲ不適當トスル事迹ノ存セサルニ拘ラス道路ノ管理者ニシテ公共ノ利益ヲ圖ルノ意思ナク專ラ特定人ノ往來ヲ妨害センカ爲其ノ者カ必要上通過スヘキ時期ニ臨ミ俄ニ道路ノ改築ヲ決シ急遽既設ノ道路又ハ橋梁ヲ損壞スルカ如キハ職權ノ濫用ニシテ法律ノ許ササル所ナレハ其ノ損壞ハ固ヨリ往來妨害罪ヲ構成スヘク一般ノ其ノ改築ヲ爲シ得ル職權ヲ有スルノ故ヲ以テ該犯罪ノ成立ヲ妨クルモノニ非ス本件ニ付原判決事實認定ノ趣旨ハ被告人喜太郎ハ荷馬車輓ヲ業トスレモノニシテ大正十五年五月中同業者數名ト共ニ富山縣西礪波郡五位山村澤川山本某ヨリ杉材五萬才餘ヲ同郡福岡町ニ搬出スルコトヲ請負ヒタルカ其後ニ至リ右山本ハ運賃ノ關係上該杉材ノ大部分ヲ石川縣羽咋郡河合谷村ノ荷馬車輓業者ニ運搬セシムルコトニ變更シタルヨリ被告人喜太郎ハ之ヲ不快ニ感シ第一審相被告人山崎某谷口某等ト語ヒ橋梁一臺ヲ右運搬ノ道

路ニ當レル石堤村ニ寄附シ本件ノ村道ニ架設シアル土橋ヲ損壞シ以員テ前記荷馬車輓ノ往來ヲ妨害センコトヲ企テ之ヲ同村々會議タル被告人由太郎ニ謀リ由太郎ハ更ニ同村助役タル第一審相被告人前田某ニ事情ヲ告ケ右土橋ノ改築ニ依リ前記荷馬車輓ノ往來ヲ妨害センコトヲ要請シタルニ前田某モ之ヲ承諾シ該犯行ニ加入スルコトナリ同年七月三日被告人喜太郎等ヲシテ本件ノ土橋ヲ損壞セシメタリト云フニ在ルカ故ニ本件橋梁ノ損壞ハ第一審相被告人前田某カ該道路ノ管理者タル村長ヲ代理シ正當ニ職務ヲ執行シタルモノニ非スシテ道路又ハ橋梁ノ現狀ノ特ニ其ノ使用ヲ不適當トスル事迹ノ存セサルニ拘ラス被告人喜太郎由太郎及其ノ他ノ者等ト共謀シ前記荷馬車輓ノ往來ヲ妨害センカ爲ニ殊更ニ其ノ通過前ナル時期ヲ選ビ被告人喜太郎等ヲシテ本件ノ橋梁ヲ損壞セシメタルモノナレハ縱令村長ヲ代理シテ爲シタルモノトスルモ職權ノ濫用ニシテ往來妨害罪ハ之ニ依テ成立セルモノト謂ハサルベカラズ從テ原判決ノ擬律ハ正當ナルノミナラス其ノ舉示セル證據ニ依レハ判示事實ヲ認定スルニ足り記録ヲ精査スルモ原判決ニ重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フヘキ顯著ナル事由アルモノト認メ難キヲ以テ論旨ハ理由ナシ

通

牒

## 鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用 又ハ改築ニ關スル件通牒

(昭和二年七月五日内務省土木局長通牒  
内務省發士第五〇號北海道廳長官各府縣知事宛)

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關シテハ大正十四年三月發甲第四號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之道路交通ヲ考慮シ御措置相成居候コトハ存候ヘトモ尙鐵道敷設ニ際シ主要幹線道路トノ平面交叉ヲ認メラル、向有之此ノ如キハ自動車利用ノ增加ニ伴ヒ日ニ交通ノ繁劇ヲ加フル道路交通ヲ顧慮セサルモノニシテ遺憾ノ至リニ有之候就テハ今回鐵道又ハ專用軌道敷設ノ爲都市又ハ其ノ附近ニ於ケル國道又ハ指定府縣道主要ナル街路トノ平面交叉又ハ之ヲ認メサルコトニ省議決定相成候ニ付御了知ノ上特ニ平面交叉ヲ避ケ得サル理由存スル場合ハ國道指定府縣道ノ交叉ニ限り其ノ處分前豫メ事情ヲ具シ當省ニ御協議相成度主要街路ニ關シテモ同一趣旨ニ依リ御監督相成度

## 質 疑 應 答

問 道路の路線及其の區域とは如何なるものなるや、路線と區域との相互の關係御説明を乞ふ(徳島T.S生)

答 道路の路線とは道路の線形即ち感念上想定することを得べき道路の線を指稱す、従つて路線なるものは新に道路を設くる以前

に於ても亦既に道路が存在する場合に於ても想定することを得、此路線に従ひ道路を築造することを要し、築造された道路たる土地の區域を道路の區域として決定すべきものである、従つて路線の存在しない所に道路の區域は存在し得べきでないが、路線は所謂線なるが故に、道路の區域が道路の路線なりと言ふべきで無い

(田中幹事)

問 道路管理者は地方鐵道經營者に對し道路踏切の設置を命ずることを得るや(大阪市 住民)

答 地方鐵道を横斷して道路を造設しても地方鐵道業者は之を拒むことを得ざるは、地方鐵道法第十七條の規定する所であるが、右規定は地方鐵道業者に對する義務的规定であつて、道路管理者に對し當然道路の爲に鐵道を共用するの權限を附與したもので無い、従つて道路管理者が鐵道用地を道路敷地と爲すに付ては、一般民有地を道路敷地に供するに付て土地使用の權限を取得するを必要とするのである、其の權限の取得に付ては双方の協議に依るべきは勿論であるが、其の協議調はざる場合に在りては現行法の下に於ては道路管理者が直接に強制するだけの權限が無い、故に上に述べた第十七條第二項の規定に依つて主務大臣が地方鐵道業者に命令するやう申請するより外途が無いのである、併しなから改正土地收用法に於ては公共用地と雖、之を強制徵收し又は使用することを定めたから此規定に依つて、鐵道用地を道路に共用することを強制することが出来ることと爲つてゐる(田中幹事)